

議案第68号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前																				
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th><th>免除の条件</th><th>免除の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護</td><td>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職</td><td></td></tr> </tbody> </table>			貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	略			県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職		<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th><th>免除の条件</th><th>免除の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護</td><td>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護</td><td></td></tr> </tbody> </table>			貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	略			県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護	
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲																					
略																							
県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職																						
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲																					
略																							
県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護																						

		職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは	員養成施設入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（イ（7）に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ（8）に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき（イ（10）に掲げる施設の業務に従事		職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは	員養成施設入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（イ（7）に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ（8）に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき（イ（10）に掲げる施設の業務に従事	
--	--	--	--	--	--	--	--

看 護 職 員 修 学 資 金	<p>同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第<u>8</u>条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち又は口に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間</p>	<p>債務の全部（第1号イ（2）の場合にあつては、債務の2分の1）</p>	看 護 職 員 修 学 資 金	<p>同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>債務の全部（第1号イ（2）の場合にあつては、債務の2分の1）</p>

	に含めるものとする。)。						に含めるものとする。)。				
	イ 県内の施設						イ 県内の施設				
	(1)～(5) 略						(1)～(5) 略				
	(6) 児童福祉						(6) 児童福祉				
	法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人						法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人				
	国立病院機構の設置する医療機関						国立病院機構の設置する医療機関				
	(7)～(9) 略						(7)～(9) 略				
	(10) 介護保険						(10) 介護保険				
	法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業						法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業				
	(同条第4項に規定する訪問看護に係る						(同条第8項に規定する訪問看護に係る				

	<p>ものに限る。)</p> <p><u>又は同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）</u></p> <p>を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）</p> <p>口 略</p>				<p>ものに限る。)</p> <p>を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）</p>
	略				口 略
	略				略
略					略

備考 略

備考 略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号イ(6)の改正は、同年10月1日から施行する。